

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 27

許認可等の内容		障害児通所給付費の支給決定
根拠法令及び条項		児童福祉法第21条の5の5
審 査 基 準	関係条項	児童福祉法第21条の5の3第1項、第21条の5の6、第21条の5の7 児童福祉法施行規則第18条の6、第18条の7 茅ヶ崎市障害児福祉規則第4条
	基準 (未設定の場合は その理由)	支給決定については、次の基準により行う。 ・障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成24年3月30日障発0330第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について ・茅ヶ崎市支給決定基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）